

委員会提出議案第9号

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成27年9月16日提出

議会運営委員会委員長 今 北 義 明

三田市条例第 号

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

事務所費	庁内の会派室において会派が行う調査研究活動のために必要な備品以外の物品購入及び管理に要する経費
------	---

別記様式中

通信運搬費		
-------	--	--

を

「

通信運搬費		
事務所費		

に改める。

」

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行し、この条例による改正後の三田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行年度以後に交付された政務活動費について適用する。